

自立支援医療費(更生医療)の支給申請をされる方へ

R8.3月改訂

自立支援医療は、事前申請が原則です。

対象となる医療を開始する前に、東京都等の判定に基づき決定を受けることが原則として必要ですので、入院・手術・通院の予定が決まりましたら、できるだけ早くご相談ください。

【制度の概要】

この制度は、身体の障害を軽減または除去するため(適用範囲は、身体障害者手帳に記載されている障害原因と因果関係があり、入院・手術・通院により機能回復が見込まれるもの)に行なわれる医療に対する公費負担制度です。

【受給者証交付の流れ】

受給者証交付までの所要日数：障害福祉課へ申請してから2～3週間かかります。

- ① 【申請に必要な書類等】を持参し、障害福祉課で申請手続き
- ② 申請内容について判断 ※医療の種類によっては、東京都での判定が行われます。
- ③ 受給者証の交付、および送付
- ④ 受給者証を指定医療機関に提示し、自立支援(更生)医療の開始

【申請に必要な書類等】

- ア 自立支援医療費支給認定申請書(新規・再認定・変更)(受診者(申請者)が記入)
- イ 自立支援医療(更生医療)概略書 または
自立支援医療費(更生医療)支給要否意見書(じん臓・肝臓(更新)・小腸・免疫用)
(指定医療機関が記入・費用は自己負担)
 - ・心電図 心臓の申請の方
 - ・自立支援医療(更生医療用)診断書A3版 心臓機能障害の手帳取得後1年以上の方
 - ・特定疾病療養受療証(コピー提出) 人工透析療法の方
- ウ 自立支援医療費(更生医療)見積り明細書(指定医療機関が記入・費用は自己負担)
- エ 世帯全員(注：世帯については裏面参照)の医療保険の加入関係を示すもの(下記のいずれか)
 - ・加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」
 - ・加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認のお知らせ」
 - ・マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面、もしくはデータを印字したもの
- オ 加入している医療保険の保険料の算定対象となっている世帯全員の課税証明書
*課税地が文京区の方は「個人情報利用同意書」の提出により省略可

※継続申請の場合(例年4月頃)は、提出に必要な書類を別途お知らせいたしますので、ご確認ください。

【利用者負担額】

原則的に、かかった医療費の1割は自己負担です。入院時の食費(標準負担額)は自己負担です。所得区分に応じて負担上限額を設定します。(裏面参照)

【受付・問合せ先】
文京区役所9階北側
障害福祉課 身体障害者支援係
直通電話 5803-1219

<所得の区分に関するチェックシート>

※以下の質問中の「世帯」とは、

自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。

- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関しての質問
- 1 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 - ・受けている : 「生保」に○をしてください。
 - ・受けていない : 2へ
 - 2 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、特別区民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。
 - ・課税されていない : 3へ
 - ・課税されている : 4へ
 - 3 自立支援医療を受診する方の収入は82万6,500円以下ですか。
 （※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計）
 - ・82万6,500円以下 : 「低1」に○をしてください。
 この場合、収入が82万6,500円以下であることの確認のため、主たる預金通帳等の挙証資料を提出してください。
 - ・82万6,500円を超える : 「低2」に○をしてください。
 - 4 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている特別区民税額(所得割のみ)の合計は、以下のどの金額に該当しますか。
 - ・特別区民税(所得割) 3万3千円未満 : 「中間1」に○をしてください。
 - ・特別区民税(所得割) 3万3千円以上23万5千円未満 : 「中間2」に○をしてください。
 - ・特別区民税(所得割) 23万5千円以上 : 「一定以上」に○をしてください。
 - 5 「重度かつ継続」に該当しますか。
 「重度かつ継続」とは → じん臓・小腸・免疫の各機能障害と心臓または肝臓の移植後の抗免疫療法です。
 → 申請月以前12ヶ月以内に医療保険による高額療養費3回以上支給の世帯。
 - ・該当する : 「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
 - ・該当しない : 「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。

[所得区分・負担上限額]

← 一定所得以下 (特別区民税 非課税世帯) 中間所得層 (特別区民税 均等割・所得割 課税世帯) → 一定所得以上 →

生活保護世帯	受診者収入 ≤ 82万6,500円	82万6,500円 < 受診者収入	特別区民税所得割の世帯合計 < 3万3千円	3万3千円 ≤ 特別区民税所得割の世帯合計 < 23万5千円	23万5千円 ≤ 特別区民税所得割の世帯合計
生活保護 0円	低1 負担上限額 2,500円	低2 負担上限額 5,000円	中間1	中間2	一定以上 公費負担の対象外
			負担上限額 医療保険の自己負担限度額		
			育成医療の経過措置 負担上限額 5,000円 負担上限額 10,000円		
重 度 か つ 継 続 ※1					
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	一定所得以上(経過的特例対象者) 負担上限額 20,000円 ※2 (令和9年3月31日まで)

※1 「重度かつ継続」

- = じん臓・小腸・免疫の各機能障害と心臓または肝臓の移植後の抗免疫療法
- = 申請月以前12ヶ月以内に医療保険による高額療養費3回以上支給の世帯

※2 「重度かつ継続 一定所得以上(経過的特例対象者)」

- = 月額上限額20,000円とする国の経過的特例は、令和9年3月31日までの診療分までとなっています。